

令和元年度高圧ガス保安講習会の講習要旨

1-1 高圧ガス事故について

- ・ 平成30年の全国の事故件数は703件と過去10年間で最も多い。平成30年度の愛知県内の事故件数も51件と昨年度に引き続き高い水準で推移。人的被害は4名発生するも、幸い死者は発生しておらず。
- ・ 今年度は、平成31年1月1日の事故措置マニュアルの改正による事故件数の減少を見込むも、同年4月から12月末までの愛知県内の事故件数は40件と昨年度の事故件数に達しそうなペース。
- ・ 全国の事故発生傾向と同様、今年度、愛知県内においては、冷凍則事業所における事故が多く発生。その他にもCEに関する事故が複数発生している状況。
- ・ CEの事故は、愛知県内において毎年のように報告されており、全国的にも毎年2桁に達する事故件数。
- ・ 多くは疲労による溶接部、ろう付け部からの漏えい。送ガス蒸発器周辺においては繰り返しの熱収縮の影響から事故が頻発。人的被害を発生させぬためにも、全国的な事故傾向を把握し、早期の事故発見に努めること。
- ・ 重大事故は、多数の中程度の事故と無傷害事故・ヒヤリ体験の上に発生。重大な事故への誘発を防ぐため、小さな事故の段階でその芽を摘む努力をすることが重要。

1-2 保安検査・立入検査の結果について

- ・ 平成31年4月から12月末までの保安検査実施件数は、愛知県内において456件で、その半数は行政機関により実施。
- ・ コンビ則事業所において、保安検査の不適合率が若干高かったものの適用規則の違いによる不適合率の大きな差は認められず。
- ・ 製造施設に係る指摘として、昨年と同様、気密試験に関する指摘が多い。設備からの漏えい有無は日常点検で捉えるべき事項。漏えいを指摘された事業所は、日常点検の方法に見直しが必要。
- ・ 保安設備等に係る指摘として、昨年と同様、液石則事業所の散水装置に関する指摘が目立った。例示基準では月1回以上、愛知県及び名古屋市では週1回以上の作動試験を要求。施設周辺で発生した火災から設備を守るためにも、ノズルの詰まり等への早期対応が求められる。
- ・ その他、緊急遮断弁の駆動用ポンペが長期停滞容器であることが判明した事例があった。風雨の影響を受ける環境下に長期間貯蔵された容器は、破裂リスクが高まる。容器授受簿により、省令で求める事項のほか必要な事項を記録・管理し、このような長期停滞容器が発生しない体制づくりに努めること。
- ・ 帳簿等に係る指摘として、日常点検記録等の指摘が多い。日常点検は、設備の不調の兆候を探り、事故を防止する上で非常に重要。異常の早期把握のためにも、使用開始時及び使用終了時の異常の有無の点検並びに運転中の1回以上の作動状況の点検を実施すること。

2 平成31年3月以降の主な法令等の改正について

- ・ 定期自主検査について期間設定の明示。
- ・ LPガス容器の充填期限表示方法を和暦表示から西暦表示に見直し。
- ・ 液化水素ポンプ昇圧型圧縮水素スタンドに関する技術基準の整備。
- ・ 第二種特定設備における特定則例示基準別添7の圧力制限等の見直し。
- ・ 容器再検査のための充填行為等に係る解釈の明確化。

3 危害予防規程の改正について

- ・ 既存事業所に対する経過措置期間は令和元年9月1日から令和2年8月31日まで。
- ・ 新規事業所は経過措置がないため、危害予防規程に最初から規定する必要がある。
- ・ 改正された趣旨は、東日本大震災において高圧ガス設備での火災・爆発等や津波浸水区域での高圧ガス設備や容器の損壊、流出等が発生したため。
- ・ 危害予防規程の改正は「資料3 大規模地震及び津波に係る対策の危害予防規程への追加」及び愛知県並びに名古屋市のホームページに掲載された資料等を参考に作成すること。
- ・ 追加する項目の内容について、ホームページに掲載された例示内容を転記するのではなく、事業所ごとに防災・減災対策を精査して、事業所の責任において必要と考えられる、実際に実施する内容を定めること。
- ・ 追加する項目の内容が既にBCPや消防計画など別の計画や規程に定められている場合には、危害予防規程に項目を追加して、内容は別の計画等に飛ばす形でもよい。
追加する場合の例 ○※ 大規模な地震に係る防災及び減災対策
○※. 1 消防計画（□×事業所BCP）第□項に基づき実施
※ ○には危害予防規程の段落番号をいれる
- ・ 水深30cm以上の浸水が想定される第一種製造事業所（不活性ガスのみを事業所を除く）では、南海トラフ地震防災対策計画（以下、対策計画）の作成が必要になるため、当該対策計画を作成するか、又は危害予防規程に必要とされる項目を定める※こと。すでに当該項目を定めている事業所においても、南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合の措置を追加すること。
※ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下、南トラ特措法）第8条の規定により、危害予防規程に対策計画に定める事項を定めた場合、当該事項について定めた部分を対策計画とみなして、南トラ特措法が適用される。危害予防規程で定めない場合には、別に対策計画の作成を要する。

4 愛知県からの連絡事項について

- ・ 本年度追加となった主な内容は、保安検査の申請書「前回の保安検査の年月日」に記載する日付は基準日とする部分のみ。
- ・ その他の修正は誤記及び年号等。